

令和5年度精神保健福祉援助実習希望申請の留意事項

下記の事項について、御理解をいただき、申請をお願いいたします。

1 提出書類

- (1) [様式1] 令和5年度精神保健福祉援助実習希望願
- (2) [様式2] 令和5年度精神保健福祉援助実習希望調書

2 回答期限 令和4年12月23日(金)必着

- 3 提出先 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2
埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川 宛

3 留意事項

- (1) 「令和5年度精神保健福祉援助実習受入要領」「埼玉県立精神保健福祉センター実習生受入要件」(別紙1)を御確認ください。
- (2) 下記のことについて実習生へ事前に御説明いただき、合意を得てくださいますようお願いいたします。
 - ①各実習先では、実習プログラムによっては、実習生個人による実費負担があること(実費負担が難しい場合は、御相談ください)。
例1: 事業や会議への陪席のための県内移動にかかる交通費
 - ②実習開始前に、健康診断書及び感染症の抗体検査の結果(結果によっては予防接種の実施記録)の提出が必要なこと。
- (3) 受入れの決定は、埼玉県立精神保健福祉センター職員による「精神保健福祉士援助実習委員会」にて行います。
- (4) 希望が各部署の受入人数を超えた場合、上記委員会で選考を行います。
- (5) 御希望に添えない場合があることを御了承ください。
- (6) 実習開始にあたっては、協定書を交わすこと、オリエンテーションの出席、健康診断書及び感染症情報等(抗体検査の結果等)の提出が必要となります。
詳細は、別紙2「健康診断書の提出について」を御参照ください。

4 受入の回答について

令和5年1月末までに、文書にて回答します。

5 受入回答後の手続き

*下記は、予定です。変更の場合があることを御了承ください。

(1) 令和5年1月末、精神保健福祉センターから受入れについて回答を送付。

(2) 令和5年4月、各校は、精神保健福祉センター宛、実習受入依頼文と実習協定書を送付する。*受入回答時に詳細を示します。

(3) 実習開始前1か月頃をめぐりに、事前打合せ及びオリエンテーションを実施。

(4) 各校は、実習開始日が属する月の前月の10日までに、当該学生の健康診断書及び感染症情報を提出してください（実習終了後返却します）。

(5) 実習の開始。

(6) 実習終了後、約1カ月後に評価を回答。

6 問合せ先

埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川

電話 048-723-3333（内線1231）

メール n2314452@pref.saitama.lg.jp